

市川市監査委員告示第5号

令和6年度財政援助団体等監査の結果に  
関する報告及び監査委員の意見の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第  
7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に  
関する報告及び監査委員の意見について、同条第9項及  
び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年12月27日

|         |         |
|---------|---------|
| 市川市監査委員 | 植 草 耕 一 |
| 同       | 草 薙 信 久 |
| 同       | 中 山 幸 紀 |
| 同       | 加 藤 武 央 |

## 令和6年度財政援助団体等監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

#### (1) 事務事業の範囲

令和3年度、令和4年度及び令和5年度における出納その他の事務

(必要に応じて令和6年度及び令和2年度以前の事務も対象とした。)

#### (2) 対象団体及び部署

##### ① 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団

(補助団体、出資団体)

##### ② 街づくり部 公園緑地課

(補助団体、出資団体の所管部署)

#### (3) 団体の概要

##### ① 目的

公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団(以下「花と緑の財団」という。)は、広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と花と緑の推進によって花と緑のまちづくりを進め、もって健康で潤いのある市民生活の実現、美しい都市景観と温かい地域社会の形成、ひいては持続可能な地球環境の保全に寄与することを目的とする。

##### ② 設立経緯

昭和61年10月に、広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑地の取得及び保全と緑化の推進を図ることを目的として、「財団法人市川市緑の基金」が設立された。その後、公益財団法人の認定を受け、平成25年4月1日に「公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団」に名称を変更した。

##### ③ 事業内容

ア 基本財産の造成、管理及び運用

イ 緑地保全及び花と緑の増進に関する思想、知識、技術の普及及び啓発

ウ 樹林地、農地、草地、水辺地等の緑地の保全

エ 公共施設をはじめ街における花と緑の普及促進

オ 花と緑のまちづくりに関する指導及び助成

カ 花と緑のまちづくりに関する人材育成

キ その他上記事業を達成するために必要な事業

#### (4) 補助金及び出資金の状況

##### ① 補助金

市は、花と緑の財団に対し、市民による花と緑のまちづくりを推進するため、花と緑の財団が実施する次に掲げる事業の経費に対し、要綱に基づき補助金を交付している。

##### ア 花と緑の助成事業

- ・生垣の設置又は生垣への植栽に要する費用を助成する事業
- ・屋上その他建物の緑化に要する費用を助成する事業
- ・花壇等の設置又は花壇等の植栽を行う個人に対し、その費用を助成する事業
- ・駐車場の緑化に要する費用を助成する事業
- ・花壇作りを行う団体に対し、その費用を助成する事業
- ・自治会等花苗支援団体として市の登録を受けた団体の活動を支援する事業

##### イ 花と緑の保全及び緑化の推進事業

- ・花と緑の講座を開催する事業
- ・緑のボランティア団体として市の登録を受けた団体の活動を支援する事業

##### ウ 花と緑の普及及び啓発事業

- ・市川ガーデニングクラブとして市の登録を受けた団体の活動を支援する事業
- ・催し物等の開催に関する事業
- ・桜並木を整備する事業

##### 補助金額

| 年 度     | 金 額          |
|---------|--------------|
| 令和 3 年度 | 17,734,000 円 |
| 令和 4 年度 | 17,388,000 円 |
| 令和 5 年度 | 17,388,000 円 |

##### ② 出資金

市は、花と緑の財団に対し、昭和 61 年度から平成 7 年度にかけて、合計 6 億 5,000 万円を出資している。

##### 出資金額

| 年 度      | 金 額           |
|----------|---------------|
| 昭和 61 年度 | 100,000,000 円 |
| 昭和 62 年度 | 100,000,000 円 |
| 昭和 63 年度 | 100,000,000 円 |

|       |              |
|-------|--------------|
| 平成元年度 | 100,000,000円 |
| 平成2年度 | 100,000,000円 |
| 平成3年度 | 30,000,000円  |
| 平成4年度 | 30,000,000円  |
| 平成5年度 | 30,000,000円  |
| 平成6年度 | 30,000,000円  |
| 平成7年度 | 30,000,000円  |
| 合計    | 650,000,000円 |

### 3 監査の着眼点

#### (1) 補助団体

##### (団体関係)

- ① 事業計画書、予算書、決算書等と所管部署に提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助対象事業は、市の補助基準に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 出納関係帳票の整備、記帳及び領収書等の証拠書類等の整備は、法人の会計規程に基づき適切か。
- ④ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑤ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

##### (所管部署関係)

- ① 補助金の交付決定は規則等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱で定める交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ③ 補助金の額の算定、交付の方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金の効果及び履行の確認は、実績報告書等により適切になされているか。
- ⑤ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 出資団体

##### (団体関係)

- ① 出資金の管理及び運用は適切か。
- ② 定款、経理規程等は整備されているか。
- ③ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ④ 財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ⑤ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ⑥ 関係帳票の整備及び記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑦ 会計経理は適切か。

(所管部署関係)

- ① 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ② 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

#### 4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和6年5月1日から同年12月26日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和6年5月1日から同年10月25日までの期間、花と緑の財団の会議室等において実施した。

② 監査委員監査

令和6年11月6日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

#### 5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

|  |
|--|
| ※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分<br>指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）<br>指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等 |
|--|

(1) 指摘事項

① 決算報告書の決算額の誤りについて（花と緑の財団に対する指摘）

令和4年度において、決算報告書の決算額の誤りの要因となった会計ソフトへの入力誤りが2件あったことが確認された。

1つは、令和4年度中に取得し、売却した米国債（外貨建外債）について、会計ソフトに誤った売却価額を入力していた事例であり、具体的には、売却価額が1,281,664.00ドルであったため本来はこれを当時の為替レート1ドル133.45円で換算した171,038,060円と入力すべきところ、円換算せずに、単

純に単位をドルから円に替え桁を間違えて 128,166,400 円と入力してしまったものである。もう1つは、令和4年度中に取得した住友三井FG社債（外貨建外債）について、会計ソフトに誤った取得価額を入力していた事例であり、具体的には、取得価額が1,274,035.00ドルであったため本来はこれを当時の為替レート1ドル133.45円で換算した170,019,970円と入力すべきところ、円換算せずに、単純に単位をドルから円に替え桁を間違えて127,403,500円と入力してしまったものである。

そして、これら2つの入力誤りがそのまま令和4年度決算報告書の決算額に反映されたため、決算報告書そのものが不正確なものとなっていた。

公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団財務会計規程（以下「財務会計規程」という。）では、毎月末に花と緑の財団が保有する口座と補助簿の残高の照合確認を行うこととされているが、外貨建外債におけるドルの資金移動に使用する口座だけは、当該照合確認が行われていないことが確認された。これは、財務会計規程に反する行為であり、仮に当該照合確認が確実に行われていれば、この段階で上述のような入力誤りを検出でき、その後作成する決算報告書も正しいものになっていた可能性が高いと思われる。

また、理事会及び評議員会が花と緑の財団の財務状況を正しく把握し、適切な業務執行や経営判断をする上で、決算額という重要な情報が正確であることは大前提であり、それが単純なミスによって誤った額となっていることは、理事会や評議員会の意思決定や経営判断を大きく誤らせることにつながりかねない重大な事態である。

よって、今回の監査で発覚した誤り以外にも過年度の決算報告書の決算額に誤りがないか入念な確認を行うとともに、今後は財務会計規程に基づき口座と補助簿の残高の照合確認を漏れなく確実に行き、上述のような誤入力を生じさせることがないようチェック体制に万全を期し、決算報告書を適正に作成されたい。

## ② 指定理事に対する通勤手当の支給について（花と緑の財団に対する指摘）

公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団定款（以下「定款」という。）では、花と緑の財団の役員に対して、別に定める役員の報酬等の支給の基準（以下「役員報酬等規程」という。）に従って算出した額を報酬等として支給することができることとされ、また、役員報酬等規程では、花と緑の財団に置くことができる役員である指定理事に対しては、報酬のほか、地域手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができることとされている。

しかしながら、令和5年4月以後、指定理事に対して、これらの報酬等のほかに、役員報酬等規程に定めのない通勤手当が毎月支給されていることが確認

された。役員報酬等規程に支出根拠のない報酬等を支給することは、定款及び役員報酬等規程に違反するものである。

よって、これまでに指定理事に支給された分の通勤手当については、その返還を求めるなど、適切な対応をとられたい。

(2) 指導事項

| 区 分 | 件 数<br>(団体) | 件 数<br>(所管部署) |
|-----|-------------|---------------|
| 収 入 | 3           | 0             |
| 支 出 | 3           | 0             |
| 資 産 | 1           | 0             |
| 補助金 | 3           | 1             |
| 契 約 | 1           | 0             |
| 金 品 | 1           | 0             |
| 文 書 | 0           | 1             |
| その他 | 6           | 0             |
| 合 計 | 18          | 2             |

※市川市監査基準等細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。

## 6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、次のとおり意見を付記する。

### (1) 出資金の管理及び運用について

#### ① 重点監査項目

花と緑の財団の基本財産は、その事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものであり、基本財産運用管理に関する内規（以下「運用内規」という。）によれば、市の出資金 6 億 5,000 万円と寄附金等 8 億 1,000 万円の合計 14 億 6,000 万円をもって基本財産とする旨定められている。そして、花と緑の財団は、基本財産を債券で運用しており、定款、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団資産運用規程（以下「運用規程」という。）及び運用内規において、その運用指針、運用対象、運用手続等を定め、これらに基づき債券の取得や売却を行っている。

そこで、今回の監査では、令和 3 年度から令和 5 年度までの花と緑の財団の決算報告書を確認したところ、令和 4 年度末の基本財産が前年度末と比べて約 2 億円のマイナスとなっていることが認められたことから、出資金の管理及び運用を重点監査項目に設定した。

#### ② 花と緑の財団における債券の運用方法の変遷

花と緑の財団は、債券の運用について、平成 25 年度に公益財団法人に認定された当初は、花と緑の財団の会計方針で債券の分類を「満期保有目的の債券」とし、その対象を国債や地方債を中心として行っていた。

その後、平成 30 年度に債券の分類を「その他有価証券」に変更して、満期が到来する前に債券を売却することができるようにしたが、これによって取得時と売却時の市場価格の差により損失が生ずる可能性がある価格変動リスクを伴うこととなった。

また、令和 4 年度には運用規程を改正し、債券の運用対象に「外貨建外債」を追加したが、これによって取得時と売却時の為替レートの差により損失が生ずる可能性がある為替変動リスク等を伴うこととなった。

#### ③ 花と緑の財団の経営成績及び財政状態

花と緑の財団の決算報告書における正味財産増減計算書によれば、「一般正味財産増減額」は、令和 3 年度は約△700 万円、令和 4 年度は約△1 億 8,600 万円、令和 5 年度は約 1 億 900 万円となっており、「正味財産期末残高」は大きく変動している。

特に令和 4 年度の大きなマイナスについては、「基本財産売却損益等」が△192,727,873 円となったことが主な要因であり、今回の監査においてこの内訳を算定したところ、売却損益が△140,576,955 円、評価損益が△52,150,918 円であることが判明した（ただし、前述の指摘事項「① 決算報告書の決算額の誤りについて」に記載のとおり、会計ソフトへの金額の入力誤りがあったことから、正しい「基本財産売却損益等」は△192,472,683 円、売却損益は△97,705,295 円、評価損益は△94,767,388 円である。）。

| 項 目       | 誤              | 正              |
|-----------|----------------|----------------|
| 基本財産売却損益等 | △192,727,873 円 | △192,472,683 円 |
| 売却損益      | △140,576,955 円 | △97,705,295 円  |
| 評価損益      | △52,150,918 円  | △94,767,388 円  |

この売却損益△97,705,295 円は、損失が確定していない含み損とは異なり、債券を売却して確定した損失であることから、その分だけ基本財産に元本割れ（基本財産の額の減少）が生じたものである。また、この売却損益△97,705,295 円の中には、米国債（外貨建外債）1 銘柄を取得後約 4 か月で売却したことにより生じさせた約 1,300 万円の損失も含まれている。

以上のように、花と緑の財団の基本財産の運用状況は極めて不安定であり、経営成績及び財政状態は良好とは言い難いものである。その要因は、上記②でも触れたとおり、平成 30 年度に債券の分類を変更し、満期が到来する前に債券を売却することができるようにしたこと、及び令和 4 年度に債券の運用対象に外貨建外債を追加したことによるものであり、運用規程では基本財産（債券）を「元本返還が確実」な方法で運用を行う旨自ら定めているにもかかわらず、この定めと矛盾する「債券の分類及び運用対象の変更」を行ってきた結果であると言える。

基本財産の一部が市の出資金であることに鑑みれば、このような変更に基づく債券の運用方法を継続した場合、当該出資金が毀損される可能性は否定できず、憂慮すべき運用方法であると言わざるを得ない。

よって、市の出資金の保全の観点から、花と緑の財団及び街づくり部に対し、次のとおり意見を述べる。

#### ④ 出資金の適切な管理及び運用（花と緑の財団に対する意見）

##### ア 市の出資金の安定的運用

運用内規によると、基本財産のうち市の出資金の概ね 7 割以上については、公債で運用することとする一方、それ以外については、利率の高い債券を取得することができるようある程度リスクを容認することとしており、現状では外貨建外債で運用している。外貨建外債は、上記②のとおり為替変動リスク等を含んでいる債券であるが、令和 5 年度末時点における基本財産の運用対象

は、約 65%が外貨建外債で占められており、市の出資金 6 億 5,000 万円についても、一部を外貨建外債により運用している状態である。

市の出資金は、地方自治法第 238 条第 1 項に規定する公有財産であり、その原資は公金であることに鑑みると、これを毀損することがないように確実に運用する必要があることから、運用内規を見直し、花と緑の財団の基本財産 14 億 6,000 万円のうち、少なくとも市の出資金 6 億 5,000 万円については、他の基本財産と区分し、「元本返還が確実」な債券である公債を満期が到来するまで保有する運用にされたい。

#### イ 資産運用状況の適切な報告

理事会及び評議員会で報告されている資産運用状況の内容について確認したところ、専ら債券の評価額や利息収入額の報告がされているだけであり、売却損益と評価損益のそれぞれの額が分かる資料が提示されていないことが確認された。このような報告では、資産運用が良好な状況にあるのか、そうでないのかすら把握できず、花と緑の財団の業務執行や経営の状態を判断するための材料としては不十分であると言わざるを得ない。

花と緑の財団の基本財産の運用については、花と緑の財団自らが一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に基づき、理事会及び評議員会といった内部機関の意思により決定することが基本であり、売却損益と評価損益の額は、理事会及び評議員会が業務執行や経営の状態を審議する上で必要不可欠な判断材料となるものである。また、市の出資金 6 億 5,000 万円が保全されているかを見極める上でも重要な判断材料ともなるものである。

よって、売却損益と評価損益の額をそれぞれ正確に算定し、理事会及び評議員会においてこれらを明示することにより、資産運用状況の適切な報告をされたい。

### ⑤ 市として行うべき出資金の保全（街づくり部に対する意見）

#### ア 運用規程等の見直しの働きかけ

運用規程第 3 条第 1 項は、「基本財産は、元本返還が確実であり、かつ固定資産としての常識的な運用益が得られ、または利用価値を生ずる方法で運用を行う。」と規定している一方で、運用規程第 5 条第 1 項では、運用対象の 1 つとして「外貨建外債」を規定しているが、これには上記②のとおり取得時と売却時の為替レートの差による損失のリスクがあることから、運用規程第 3 条第 1 項の「元本返還が確実」な運用対象とは言えず、運用規程内で矛盾が生じている状態である。また、上記④アのとおり、令和 5 年度末時点における基本財

産の運用対象は、約65%が外貨建外債で占められており、市の出資金6億5,000万円についても、一部が外貨建外債により運用されている状態である。

市の出資金は、地方自治法第238条第1項に規定する公有財産であり、同項第7号に規定する「出資による権利」に該当することから、これが毀損されることのないよう、運用規程第3条第1項に規定するとおり、「元本返還が確実」な方法で運用される必要がある。

そこで、街づくり部においては、市の出資金6億5,000万円を他の基本財産と区分し、元本返還を確実なものとするべく、公債を満期が到来するまで保有する運用に改めるように運用規程等の見直しを花と緑の財団に強く働きかけることにより、出資金の保全に努められたい。

また、この働きかけに対する花と緑の財団の対応によっては、出資を継続することの是非について関係する部とともに改めて検討されたい。

#### イ 花と緑の財団の経営成績及び財政状態の把握

花と緑の財団は1つの独立した法人であり、その資産運用については、自ら定めた運用規程等のルールに基づき、理事会及び評議員会といった内部機関の意思により決定することが法人法等の基本的な考え方であると解される。

他方で、市は、花と緑の財団に対し6億5,000万円を出資し、職員を理事会の理事及び評議員会の評議員としており、このことは、市が出資の範囲で花と緑の財団の基本財産の運用状況等を監視し、かつ、花と緑の財団の業務執行や経営に直接関与する立場であることを意味するが、花と緑の財団の所管部である街づくり部においては、財団の経営成績及び財政状態について詳細な資料や説明を求めることなどをしておらず、それらの把握が不十分であることが確認された。

上記アのとおり、市が花と緑の財団に交付した出資金は、地方自治法第238条第1項に規定する公有財産であり、同項第7号に規定する「出資による権利」に該当することから、当該出資金の所管部署である街づくり部においては、「出資による権利」を保全するために必要な措置を講ずべき立場にあることを改めて認識し、理事会及び評議員会の場で詳細な資料や説明を求めることなどにより基本財産の運用状況を監視するとともに、花と緑の財団の経営成績及び財政状態をしっかりと把握し、これを財政部その他関係する部とも共有することにより、出資金の保全に努められたい。

(2) 基本財産の処分について（花と緑の財団に対する意見）

花と緑の財団は、基本財産を債券で運用していることから、令和3年度から令和5年度までの債券の運用状況を調査したところ、令和4年度及び令和5年度において、売却価額が帳簿価額を下回った債券があったこと（以下「本事案」という。）が確認された。

財団法人の基本財産の指導監督に係る平成17年3月23日付けの総務省通知によれば、財団法人の基本財産について、「法人の意思に基づく基本財産の額の減少」がある場合については、「原則として処分に該当するものとして取り扱う」こととされており、本事案は、法人の意思に基づき債券を売却したことにより基本財産の額が減少したものであることから、基本財産の「処分」に該当する可能性がある。

そして、定款第5条第2項では、「基本財産の一部を処分しようとするとき・・・は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。」と規定していることから、本事案が「処分」に該当する場合においては、債券を売却するに当たり、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならないものであるが、花と緑の財団ではこの承認を受けていなかった。

よって、上述の総務省通知に留意の上、債券の売却による基本財産の減少が「処分」に該当するかどうかを速やかに整理し、関係する規程等を整備されたい。